

大阪市告示第563号

総合評価一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和6年4月12日

大阪市長 横山英幸

1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号大阪市役所3階

大阪市教育委員会事務局総務部施設整備課

電話 06-6208-9153

2 入札に付する事項

(1) 事業名称 大阪市立小・中学校空調設備整備事業

(2) 事業内容 本事業は小・中学校における教育環境向上の一環として、特別教室等への空調設備の整備について、PFI手法の導入により民間事業者の技術的知見・能力等を最大限に活用し、短期間での実施による学校間の公平性を確保したうえで、環境保全に配慮して夏季及び冬季における室内の温熱環境の改善を行い、快適性や利便性等を確保しつつ、児童等に望ましい学習環境を安定的に提供することを目的とする。また、維持管理を含めた効率的かつ効果的な運用を行うことで、本市の財政負担の縮減を図ることを目的とし、本市の市立小学校264校、市立中学校118校及び市立義務教育学校1校において、更新が必要な特別教室等及び未整備の特別教室等、2,393室を対象に空調設備の整備を実施する。また、事業期間を通して整備対象設備の維持管理を行う。

(3) 事業期間 事業契約締結の日から令和23年3月31日

(4) 事業場所 本市の市立小学校264校、市立中学校118校及び市立義務教育学校1校

- (5) 本件業務の入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に基づく総合評価一般競争入札を適用する。

3 入札参加者に関する条件

入札参加者の構成員及び協力企業は、以下の（1）及び（2）で規定する入札参加資格の各要件を、参加資格確認基準日に満たす者でなければ入札に参加できない。なお、実施方針（案）公表日以降に、本事業について「大阪市PFI事業検討会議」（以下「検討会議」という。）のメンバーに接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

(1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者の構成

入札参加者は、設計業務を行う企業、施工業務を行う企業、工事監理業務を行う企業、維持管理業務を行う企業、その他業務を行う企業により構成されるものとする。その他業務を行う企業を必ずしも構成員に含める必要はないが、設計業務を行う企業、施工業務を行う企業、工事監理業務を行う企業、維持管理業務を行う企業は構成員に1社以上含めること。

入札参加者は、選定事業者決定後、本事業を実施するために、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として、特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立すること。入札参加者は、あらかじめ構成員の中から代表企業を定め、その代表企業が入札参加手続を行うこと。

SPCを設立するにあたっては、次の要件をすべて満たすこと。

- ① SPCが発行する全ての株式は、構成員により保有されなければならない。また、代表企業のSPCへの出資割合は、構成員中、最大としなければならないものとする。
- ② 大阪市内に設立するものとし、事業期間中は大阪市内に移転させないものとする。SPCの本店所在地を変更する場合は、本市に対し、事前に書面で

通知するものとする。

- ③ すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。

イ 構成員等の明示

入札参加者は、構成員の企業名及びそれらの者が携わる業務を参加表明書において、明らかにするものとする。なお、入札参加者に協力企業を含む場合には、協力企業の企業名及びそれらの者が携わる業務を明らかにすること。

ウ 複数業務の禁止

入札参加者の構成員及び協力企業が、上記アに示す複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、「施工業務」と「工事監理業務」を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員（会社法第329条第1項の規定による役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。）を兼ねている場合をいう（以下同じ。）。

エ 複数応募の禁止

入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員及び協力企業になることはできない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の入札参加者の構成員及び協力企業になることはできない。ただし、本市が落札した入札参加者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の協力企業が、選定事業者の業務等について協力企業として参画することは可能とする。

オ 中小企業への配慮

事業の実施にあたり、大阪府中小企業振興基本条例（平成23年大阪府条例第

59号（平成23年11月1日施行）の趣旨に鑑み、中小企業者の受注機会の増大に配慮すること。

カ 入札参加者の変更及び追加

本事業の入札への参加の意思を表明した入札参加者の変更及び追加は、本市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

協力企業の変更及び追加は、事業契約締結後に限り選定事業者の申出により、当該申出について本市が変更及び追加を認めた場合には、変更及び追加を認める。

(2) 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業は、以下で規定する参加資格要件を、入札参加資格審査書類の受付締切日（参加資格確認基準日）に満たしていなければならず、当該要件を満たしていない構成員及び協力企業を含む入札参加者の応募は認めない。

また、入札参加資格審査書類に事実と異なる記載のある者は、当初から参加がなかったものとみなす。

また、本事業について検討会議のメンバーに接触を試みた者については入札参加資格を失うものとする。

ア 入札参加者の共通参加資格要件

次に掲げる項目に該当する者は、入札参加者の構成員及び協力企業にはなれないものとする。

① 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、地方自治法施行令第167条の4の規定及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）第9条に定めのある欠格事由に該当しない者であること。

② 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは同条第5項の規定による営業停止処分（本市に

において本事業で担当する業務に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。)を受けていない者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていない者、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。

- ③ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、検討会議のメンバーが属する組織、企業、又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。
- ④ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、経営不振の状態（整理開始の申立て又は通告がされたとき、破産の申立てがされたとき、再生手続開始の申立てがされたとき、更生手続開始の申立てがされたとき及び手形又は小切手が不渡りになったときをいう。）にない者であること。
- ⑤ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、大阪市税、大阪府税に係る徴収金を完納していること。大阪市内に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村税、都道府県税を滞納していない者であること。
- ⑥ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、消費税及び地方消費税の未納がない者であること。
- ⑦ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。
- ⑧ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、本市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者との資本面若しくは人事面において関連がない者であること。

※本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。

- ・株式会社日建設計総合研究所大阪オフィス
- ・弁護士法人 関西法律特許事務所

(3) 業務を遂行する入札参加者の参加資格要件

ア 「設計業務」を行う者の要件

- ① 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を持つ者を有していること。
- ② 構成員又は協力企業で設計業務を行う企業のうち1社は、平成25年度以降に、複数系統のマルチパッケージ型エアコンの改修工事に係る設計の実績を有していること。

イ 「施工業務」及び「移設業務」を行う者の要件

- ① 構成員及び協力企業のうち施工業務及び移設業務を行う企業は、建設業法第3条第1項の規定による「管工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 構成員及び協力企業で施工業務及び移設業務を行う企業のうち少なくとも1社は、管工事について、「大阪市入札参加有資格者名簿」に登録されていること。
- ③ 構成員又は協力企業で施工業務及び移設業務を行う企業のうち1社は、平成25年度以降に、複数系統のマルチパッケージ型エアコンの改修工事に係る施工の実績を有していること。

ウ 「工事監理業務」を行う者の要件

- ① 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を持つ者を有していること。
- ② 構成員又は協力企業で工事監理業務を行う企業のうち1社は、平成25年度

以降に、複数系統のマルチパッケージ型エアコンの改修工事に係る設計又は工事監理の実績を有していること。

エ 「維持管理業務」を行う者の要件

① 維持管理業務を行うにあたって、選択したエネルギー方式での運用に必要なとなる場合、その資格を持つ者を配置できること。

② 構成員又は協力企業で維持管理業務を行う企業のうち1社は、平成25年度以降に、複数系統のマルチパッケージ型エアコンを連続して1年以上維持管理している実績を有していること（ビルメンテナンス契約など建物の一括管理契約に含む場合も可とする。）。

(4) 参加資格の喪失

ア 入札参加者の代表企業が、参加資格確認基準日から事業契約締結日までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消す。

イ 入札参加資格審査書類に明示が義務づけられている者のうち、1ないし複数の企業が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった企業（以下「残存企業」という。）のみ又は参加資格を喪失した企業（以下「喪失企業」という。）と同等の能力・実績を持つ新たな企業を構成員として加えたうえで、入札参加者の再編成を本市に申請し、事業契約締結日までに本市が認めた場合は、引き続き有効とする。なお、残存企業のみで入札参加者の再編成を本市に申請する場合は、当該残存企業のみで入札参加者の参加資格要件を満たしていることが必要とする。また、当該申請では、喪失企業が行う予定であった業務を代替する企業の特定も行うこと。

4 入札説明書等の公表

令和6年4月12日（金）に市ホームページにおいて入札説明書等及び契約条項を公表する。

5 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出

入札参加希望者は、入札説明書に基づき本事業に関する「入札参加表明時の提出書類」を以下のとおり提出すること。

- (1) 受付期間 令和6年6月3日（月）から令和6年6月7日（金）午後5時まで
- (2) 提出場所 1に記載の担当部局
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る。）

6 入札書及び提案書の提出

入札参加者は、入札説明書に基づき本事業に関する「入札時の提出書類」を以下のとおり提出すること。

- (1) 入札書及び提案書等の受付日時及び場所

日時 令和6年7月12日（金）午後1時30分から午後2時まで

なお、郵送等による入札書及び提案書等の提出の場合は、書留郵便等配達記録が残る方法により令和6年7月11日（木）午後5時までに担当部局（上記1に同じ。）に必着のこと。

場所 大阪市教育委員会事務局 入札室

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所3階

- (2) 開札の日時及び場所

日時 令和6年7月12日（金）午後2時

場所 大阪市教育委員会事務局 入札室

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所3階

7 入札の無効

大阪市契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する入札、若しくは、その他入札説明書に定める入札の無効の条件に該当する入札は無効とする。

8 落札者の選定方法

本市は、検討会議から意見聴取を行った上で、入札参加者からの提案書について提案価格、事業方針、事業実施体制、その他の条件を総合的に評価し、最も優れた提案を行ったと認められる者を落札者として決定する。

9 審査結果の公表

審査結果及び客観的評価の結果については、市ホームページにおいて公表する。

なお、最終的に入札参加者がいない場合、又はいずれの入札参加者の提案によっても公的財政負担の縮減の達成が見込めないなどの理由により、落札者を選定せず、特定事業の選定を取り消す場合がある。特定事業の選定を取り消した場合には、この旨を速やかに市ホームページに掲載し、公表する。

10 落札者選定後の手続

本市と落札者は、入札説明書等及び入札提出書類に基づき基本協定を締結し、S P C 設立後、速やかに仮事業契約の締結を行う。また、当該契約に関する議案が市会の議決を経た場合に本契約となる。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 要

ただし、事業契約書（案）第42条第5項及び第6項の規定に該当する場合は、免除する。

12 その他

(1) この調達についてはW T O に基づく政府調達に関する協定の適用をうけるものである。

- (2) 本事業の入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とする。
- (3) 契約書の作成の要否 要
- (4) 詳細は入札説明書による。

13 Summary

- (1) Subject matter of the contract:

Reconstruction maintenance and operation project for elementary and junior high school air conditioning equipment maintenance in Osaka city

- (2) Time-Limit for submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

Date : from 3 June 2024, to 7 June 2024

Time : from 9:00 AM to 5:00 PM

- (3) Time-Limit for submission for tenders and attached documents for proposal :

① in person: from 1:30 PM to 2:00 PM, 12 July 2024

② by post: 5:00 PM, 11 July 2024

- (4) Contact point where tender documents are available:

General Affairs Department Facility Maintenance Division, Board of Education, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome, kita-ku, Osaka, 530-8201, TEL 06-6208-9153

(We accept applications that are presented in Japanese only.)

(教育委員会事務局総務部施設整備課)